

東郷町民間木造住宅除却費補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準木造住宅の所有者が行う除却工事に要する費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金の交付については、東郷町補助金等交付規則（昭和56年東郷町規則第2号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件を全て満たすものとする。

ア 東郷町内にある自己所有の木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）であること。

イ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

ウ 階数は、2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 東郷町が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 除却工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として住宅を除却する工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次のいずれにも該当する旧基準木造住宅とする。

- (1) 補助金交付申請時に延べ面積が30平方メートル以上の住宅
- (2) 補助金交付申請時までには木造住宅耐震診断を実施し、当該診断において判定値が1.0未満と診断されたもの
- (3) 東郷町民間木造住宅耐震改修費補助金の交付を受けていないもの
(補助の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 旧基準木造住宅を所有する者であること。
- (2) 町税を滞納していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助の対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象住宅を全て解体し、運搬し、及び処分する除却工事とする。

2 前項の除却工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものでなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象工事に要する費用とする。

2 補助金の額は、前項に規定する経費に3分の2を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、除去工事に着手する前に、民間木造住宅除却費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断の結果報告書等の写し（第2条第2号に規定するものに限る。）
- (2) 案内図
- (3) 除却工事費の見積書（解体工事業者の記名があるものに限る。）

- (4) 補助対象住宅の写真
- (5) 町税の納税証明書（未納額がないことを証するもの）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、民間木造住宅除却費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において必要がある場合は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の交付決定を受けた後に補助対象工事の内容を変更し、補助金の額に変更が生じるとき又は申請者の変更があるときは、民間木造住宅除却費補助金変更承認申請書（様式第3）に第7条各号に掲げる書類のうち計画変更に関するものを添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、民間木造住宅除却費補助金変更承認通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第10条 申請者は、補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、民間木造住宅除却工事中止（廃止）届（様式第5）を提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第11条 申請者は、補助対象工事が完了したときは、当該補助対象工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに、民間木造住宅除却工事完了実績報告書（様式第6）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費内訳明細書（除却工事とその他のものが区分されたもの）
- (3) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者が発行したものに限る。）

- (4) 工事写真（除却工事の内容が確認できるもの）
- (5) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票の写し又はこれに代わるものの写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の規定による完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間木造住宅除却費補助金確定通知書（様式第7）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に民間木造住宅除却費補助金支払請求書（様式第8）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第11条に定める期日までに民間木造住宅除却工事完了実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

（書類の保管）

第15条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 5 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。